

旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会設置要綱

制 定 平成27年4月20日 政基第36号 (局長決裁)
最近改正 令和6年3月15日 政総第530号 (局長決裁)

(目的)

第1条 旧深谷通信所内の国有地の一部に、本来の事業が開始されるまでの間、暫定的に利用する者により設置された施設について、適切に管理運営等を行うための協議をすることを目的として、旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会（以下「連絡会」とする。）を設置する。

(協議対象施設)

第2条 協議対象となる施設は、旧深谷通信所内の国有地を現状のまま利用して、横浜市から承認を受けて設置する野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場及び多目的広場（以下「運動広場等」とする。）とする。

(協議事項)

第3条 連絡会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運動広場等の管理運営及び利用に関する事項
- (2) 運動広場等利用に関し必要となる駐車場、共用空地及び共用備品等の管理運営に関する事項
- (3) 運動広場等の付属施設、設置された設備及び備品の撤去に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連絡会が必要と認める事項

2 連絡会は、協議の結果等のうち、必要な事項を「旧深谷通信所野球場等管理運営要領」及び「旧深谷通信所多目的広場管理運営要領」として定める。

(構成委員)

第4条 この連絡会は、次の各号に掲げる者全員を委員とし組織する。

- (1) 横浜市に対して、別に定める「旧深谷通信所少年野球チーム募集要項」又は「旧深谷通信所ゲートボール場及びグラウンドゴルフ場利用申込要項」に従い利用の申込みをし、野球場、ゲートボール場、及びグラウンドゴルフ場（以下「野球場等」とする。）の利用を認められた野球、ゲートボール及びグラウンドゴルフ各チームの代表者
- (2) スポーツを通じて、青少年の健全育成及び高齢者の健康増進に取り組んでおり、第2条に掲げる施設を利用する非営利団体の代表者
- (3) 横浜市都市整備局基地対策担当部長
- (4) その他横浜市都市整備局長が認めた者

(任期)

第5条 前条に規定する委員の任期は、利用を認められた日から横浜市が国と管理委託契約

を締結した期間の終期までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が第4条の規定に該当しなくなった場合は、委員を退任するものとする。

(会長)

第6条 連絡会に会長を置き、第4条第3号に掲げる者を会長とする。

- 2 会長は連絡会を代表し、会務を総理する。

- 3 会長が会議に出席できないときは、都市整備局基地対策課職員の中から会長が予め指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長を議長とする。

- 2 連絡会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 連絡会の事務局は、都市整備局基地対策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。